

2022 February

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|---|-------|----------------|--|--|-------|
| | | 1 先勝 | 2 友引 | 3 先負 | 4 仏滅 | 5 大安 |
| 6 赤口 | 7 先勝 | 8 友引 | 9 先負 | 10 仏滅 <small>1月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(1月雇入分)</small> | 11 大安 建国記念の日 | 12 赤口 |
| 13 先勝 | 14 友引 | 15 先負 | 16 仏滅 | 17 大安 | 18 赤口 | 19 先勝 |
| 20 友引 | 21 先負 | 22 仏滅 | 23 大安 天皇誕生日 | 24 赤口 | 25 先勝 | 26 友引 |
| 27 先負 | 28 仏滅 <small>外国人雇用状況届出書(1月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(1月分)</small> | | | | 2022 3 日 月 火 水 木 金 土 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 | |

2月の総務・経理のお仕事カレンダー



税務

- 1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→2月10日(木)まで
- 前年12月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では2月28日(月))まで
- 令和4年6月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では2月28日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち3月・6月・9月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では2月28日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち11月・12月決算法人(申告期限延長の場合は10月・11月・12月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では2月28日(月))まで
- 固定資産税・都市計画税(第4期分)の納付
→市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(1月雇入分)
→2月10日(木)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の1月雇入・離職分)
→2月28日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分)
→2月28日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

給与所得者の確定申告と社会保険料

2月16日～3月15日は確定申告シーズンです。給与所得者は確定申告不要の場合が多くありますが、仮に給与所得者であっても会社と一定の取引をしている場合は確定申告の要否を検討する必要があります。また、社会保険料の徴収についても併せて考慮する必要があります。

【税務上の注意点】

給与所得者が1か所から給与の支払を受けており、給与等の収入金額が2,000万円以下で、その給与について源泉徴収や年末調整を受けている場合には、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要です。

しかし、同族会社の役員等が、その同族会社から給与のほかにも貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、これらの所得金額が20万円以下であっても確定申告が必要となります。

したがって、これらの条件に該当する場合は、同族会社の経理担当者は役員等に確定申告をするように注意喚起する必要があります。

【労務上の注意点】

税務では注意が必要な、同族会社から受け取る貸付金の利子や不動産の賃貸料は給与とはならないため、社会保険料の徴収は不要です。

しかし、会社から役員等への物品(例えばパソコン等)の支給(プレゼント)が現物給与となれば、社会保険料の徴収が必要となります。したがって、社会保険料の徴収の要否について注意しておく必要があります。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

農協特例・卸売市場特例

1 インボイス交付の義務

インボイス制度では、インボイス発行事業者（国税庁にインボイスを発行する事業者として登録した事業者）は、買手である課税事業者の求めに応じて、インボイスを交付し、その控えを保存しなければなりません。

ただし、インボイスを交付することが困難であると考えられる取引もあり、その事情に配慮する観点から、インボイスを交付する義務を免除する特例が設けられています。

2 農協特例

インボイスを交付する義務を免除する特例の一つに、「農協特例」があります。

「農協特例」は、農家が農協に対して委託する農畜産物の販売について、次のような取扱いをするものです。

- ① その販売の委託が「無条件委託」であり、「共同計算方式」により精算されることを要件として、
- ② 売手である農家のインボイスの交付義務を免除し、
- ③ 農畜産物の買手は、農協が発行する書類の保存により仕入税額控除ができる

(1) 無条件委託

無条件委託とは、農家が農協に対し、売値、出荷時期、出荷先等、何らの条件を付けずに販売を委託することです。

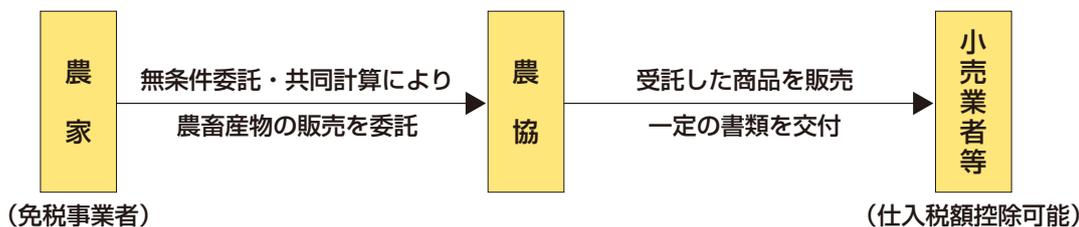
(2) 共同計算方式

共同計算方式とは、一定の期間に出荷された同品質の農畜産物の価格を、その期間の平均価格で精算するものです。農家が、出荷時期や市場による価格の変動に影響されない、安定した経営を行うことを目的としています。

(3) 農家が免税事業者である場合

農協特例が適用されると、農家が免税事業者であっても、買手は、農協からインボイスに代わる書類を受け取って保存し、仕入税額控除を行うことが可能となります。

したがって、農家は、①無条件委託 かつ ②共同計算方式による委託販売を行うことに限っては、インボイス発行事業者となるために課税事業者を選択する必要はありません。小規模の農家にとっては、朗報と言えるでしょう。



(4) 農協以外にも適用

「農協特例」という呼び方ですが、漁業共同組合や森林組合、農事組合法人、事業協同組合などにおいても、①無条件委託 かつ ②共同計算方式により組合員の農林水産物の委託販売を行うのであれば、この特例を適用することができます。

3 卸売市場特例

出荷者が、卸売市場における卸売業務として生鮮食料品等の販売を卸売業者に委託する場合についても、出荷者のインボイス交付の義務が免除されます。

購入者は、卸売業者が交付する書類を保存して仕入税額控除を行うことができます。